

「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱の一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱 (目的) 第1条 (略) (研究会の認定・登録要件) 第2条 (略) (研究会の遵守事項) 第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。 (1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。 【調 製 基 準】調製篩目 1. 9mm 以上 【食味・品質基準】玄米タンパク質含有率 6. 4 %以下(水分15 %換算) 【等 級 基 準】農産物検査 <u>2等以上</u> (2) ～ (6) (略) (認定・登録手続き) 第4条 (略) (登録の変更) 第5条 (略)	「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱 (目的) 第1条 (略) (研究会の認定・登録要件) 第2条 (略) (研究会の遵守事項) 第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。 (1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。 【調 製 基 準】調製篩目 1. 9mm 以上 【食味・品質基準】玄米タンパク質含有率 6. 4 %以下(水分15 %換算) 【等 級 基 準】農産物検査 <u>1等</u> (2) ～ (6) (略) (認定・登録手続き) 第4条 (略) (登録の変更) 第5条 (略)

(登録の廃止) 第6条 (略) (登録の取消) 第7条 (略) (生産・販売実績等の報告) 第8条 (略) (補則) 第9条 (略) 附則 この要綱は、令和2年3月5日から施行する。 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産米から適用する。 この要綱は、令和6年7月30日から施行し、令和7年産から適用する。 この要綱は、令和8年1月21日から施行し、令和8年産から適用する。 <u>この要綱は、令和8年9月 日から施行し、令和8年産から適用する。</u> 様式第1～8号 (略)	(登録の廃止) 第6条 (略) (登録の取消) 第7条 (略) (生産・販売実績等の報告) 第8条 (略) (補則) 第9条 (略) 附則 この要綱は、令和2年3月5日から施行する。 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。 この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産米から適用する。 この要綱は、令和6年7月30日から施行し、令和7年産から適用する。 この要綱は、令和8年1月21日から施行し、令和8年産から適用する。 様式第1～8号 (略)
---	--